

## 建築確認手続きの要否

規模・用途・構造・工事種別		都市計画区域	
		防火・準防火地域	その他の地域
<b>特殊建築物</b> 建築基準法別表第1(い)欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積が100㎡を超えるもの (法第6条第1項第一号)	新築	○	○
	増築、改築、移転	○	○
	10㎡以内	○	×
	大規模の修繕、大規模の模様替	○	○
	用途変更	○	○
	上記以外の工事	×	×
<b>大規模建築物</b> 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの (法第6条第1項第二号・三号)	新築	○	○
	増築、改築、移転	○	○
	10㎡以内	○	×
	大規模の修繕、大規模の模様替	○	○
	上記以外の工事	×	×
<b>上記以外の建築物</b> (法第6条第1項第四号)	新築	○	○
	増築、改築、移転	○	○
	10㎡以内	○	×
	大規模の修繕、大規模の模様替	×	×
	上記以外の工事	×	×

○ : 建築確認が必要    × : 建築確認が不要